

鹿児島県新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業交付要綱に係る
精算交付申請等要領

(趣旨)

第1条 本要領は、鹿児島県新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業交付要綱第7条における精算額での申請等について定めるものである。

(交付の申請)

第2条 本補助金は、鹿児島県新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業交付要綱により原則として概算額で申請を行うものであるが、本要領により申請時に既に事業が完了している医療機関等は、支出済みの費用について領収書等を添付して申請（以下、「精算交付申請」という。）を行うことができる。精算交付申請をしようとする者は、交付申請書（様式1）、事業実施実績書（様式2-3）、支出明細書（様式2-4）領収書貼付用紙（別紙1～9）及び収入内訳書（別紙10）を鹿児島県知事へ提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第3条 知事は、申請者から第2条の規定に基づく精算交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、鹿児島県新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業交付要綱第9条に規定する事項を条件に補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、様式8により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第4条 この補助金は、第2条の規定に基づく精算交付申請があった場合に、精算払いにより交付するものとする。

(附 則)

この要領は、令和2年12月28日から施行する。